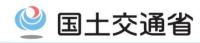
## WGにおける検討事項(案)について



## 標準請負契約約款の概要



標準請負契約約款は、**請負契約の片務性の是正と契約関係の明確化・適正化**のため、当該請負契約に おける当事者間の具体的な権利義務関係の内容を律するものとして、**中央建設業審議会が公正な立場から** 作成し、当事者にその実施を勧告するもの。【建設業法第34条第2項】

建設業法(昭和24年法律第100号)(抄)

(中央建設業審議会の設置等)

- 第34条 この法律、公共工事の前払金保証事業に関する法律及び入札契約適正化法によりその権限に属させられた事項を処理するため、国土交通省に、中央建設業審議会を設置する。
- 2 <u>中央建設業審議会は、建設工事の標準請負契約約款</u>、入札の参加者の資格に関する基準並びに予定価格を 構成する材料費及び役務費以外の諸経費に関する基準を作成し、並びにその実施を勧告することができる。

## 種類

① 公共工事標準請負契約約款 (S25作成)

対象:国の機関、地方公共団体、政府関係機関が 発注する工事の請負契約 (電力、ガス、鉄道等の民間企業の工事も含む)

② 民間建設工事標準請負契約約款 (甲) (S26作成)

対象:民間の比較的大きな規模の工事を発注する者と

建設業者との請負契約

③ 民間建設工事標準請負契約約款 (乙) (S26作成)

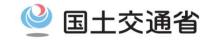
対象:個人住宅等の民間の比較的小さな規模の工事を 発注する者と建設業者との請負契約

④ 建設工事標準下請契約約款 (S52作成)

対象:公共工事・民間工事を問わず、建設工事の下請

契約全般

## 検討事項(案) 概要



- ○民法の改正内容への対応
  - ・契約不適合責任について(約款第44条 等)
    - 民法改正(建物等の例外的取扱いの廃止)を踏まえた約款上の担保責任期間のあり方について。 (民法改正後において担保責任期間の短縮が可能かどうか)
    - 代金減額請求権の約款上の位置づけについて。
  - 契約解除について(約款第47条 等)
    - 建物・土地に関する契約解除の制限規定(旧635条)が削除されることに伴う約款上の規定の整備について。
    - 「軽微」の範囲について。
  - ・譲渡制限特約について(約款第5条、第34条、第36条 等)
    - -債権譲渡による資金調達の円滑化という民法改正の趣旨を踏まえた特約条項のあり方について。
    - 特約条項違反を理由とする契約解除の取扱いについて。
- ○建設業法改正への対応
  - ※建設業法一部改正法の成立後に議論
- ○その他
  - ・政策的な検討事項(履行保証に関する検討 等)
  - ・技術的な検討事項(改元に伴う修正 等)